

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省



問い合わせ先
(所属) 自動車技術安全部
(担当) 技術課 吉田 廣瀬
(技術課) 06-6949-6452

令和6年5月31日

不正改造は犯罪です！！

～6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間です～

近畿運輸局では、「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、6月1日（土）から30日（日）の1ヶ月間、自動車関係団体等と連携し、下記のとおり運動を展開します。

記

実施の目的

- 安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排気ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となる不正改造車を排除するため、不正改造を認識していただき「不正改造車を作らない！！乗らない！！」社会環境を構築する。
- 違法であるとの認識のないままに不正改造を行うユーザーや、車検時には基準に適合していても、車検後に不適合部品の取付けや装備義務のある部品を取外す不正改造を行う施工事業者に、不正改造は犯罪になることを認識してもらう。

よくある不正改造の事例

気が付かず基準不適合となる改造があります。取付け・変更した自動車部品が不適合とならないか注意してください。

- ① タイヤ及びホイール等（回転部分）の車体外へのはみ出し
- ② 不適切な灯火器及び回転灯の取付け、装着義務のある灯火器の取り外し
- ③ 騒音の増大を招くマフラーの切断・取り外し、基準不適合マフラーの装着
- ④ 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルムの貼付、装飾板の装着
- ⑤ 速度抑制装置（スピードリミッター）の解除・取り外し
- ⑥ 直前直左鏡（カメラ）及びモニターの取り外し
- ⑦ 基準外ウイング・スポイラーの取付け
- ⑧ ダンプ車荷台のさし枠の取付け、突入防止装置（リヤバンパー）の取り外し
- ⑨ シートベルト警報装置を解除する用品の取付け
- ⑩ ディーゼル自動車が生じる黒煙、粒子状物質排出量に影響のある燃料噴射ポンプの改変



（回転部分がはみ出しているもの）

その他啓発活動等

不正改造防止を目的としたポスターやチラシを、警察や公共交通機関等に配布し本運動の啓発に努めます。また、国道や競艇場等の電光掲示板等による広報協力を行い、不正改造車の排除を積極的にユーザー等に呼びかけます。

**不正改造車を
作らない!!
乗らない!!**

不正改造車の使用者
整備命令の発令
↳ 従わない場合**使用停止命令の発令**

不正改造を実施した者
**6ヶ月以下の懲役
又は30万円以下の罰金**

不正改造車を排除する運動

不正改造車を見かけたら
●車両のナンバー
●不正改造の内容
をこちらまで

不正改造車を
排除する運動
ホームページ

www.tenken-seibi.com

バイクもクルマも **交換用マフラーは
基準適合品を!**

それって犯罪!

ダメ!ダメ! 違法マフラー

不正改造車の
使用者

整備命令の発令
→ 罰金50万円以下の罰金
に付いては

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の懲役
又は30万円以下の罰金

国土交通省

相談窓口の設置

近畿運輸局及び各運輸支局等では不正改造に関する相談窓口を設置しています。また、不正改造が疑われる車両情報には、使用者に対して自主点検を案内するハガキを送付し、不正改造に関する認識の向上と排除を推進します。

【相談窓口・連絡先一覧】

近畿運輸局

自動車の基準に関する相談・不正改造情報窓口

自動車技術安全部技術課 TEL 06-6949-6452

近畿運輸局 HP 不正改造車情報提供窓口 (24時間受付)

https://www.1.mlit.go.jp/cgi-bin-tb/form.cgi?form.template=kk_form_car.html

ディーゼル車の排気ガス(NOx・PM法)、黒煙に関する相談・情報受付

自動車技術安全部保安・環境課 TEL 06-6949-6454

ナンバーを所管する運輸支局

大阪運輸支局整備部門 TEL 072-822-4374

京都運輸支局整備部門 TEL 075-681-9764

奈良運輸支局整備部門 TEL 0743-59-2153

滋賀運輸支局整備部門 TEL 077-585-7252

和歌山運輸支局整備部門 TEL 073-422-2153

兵庫陸運部整備部門 TEL 078-453-1103



配付先：青灯クラブ/近畿電鉄記者クラブ/陸運記者会